

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成29年6月12日)

- カウンセリング支援制度の拡充について
..... 1
(警務部広報県民課)
- 画像通報システムの試行運用に向けた取組について
..... 3
(生活安全部通信指令課)

警 察 本 部



カウンセリング支援制度の拡充について

平成29年6月12日
警察本部
(警務部広報県民課)

1 経緯

昨年4月1日に閣議決定された第3次犯罪被害者等基本計画において、カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減が示されたことを受け、警察庁は、全国警察に対し、犯罪被害者等が、その精神的被害の軽減及び回復を図るために受けるカウンセリング費用等の公費負担の拡充を指示した。

これを受けて、犯罪被害者等が早期に精神的被害の軽減及び回復を図ることを目的に、県警察においてもカウンセリング支援制度を拡充したものである。

2 拡充内容等

(1) 被害者支援カウンセラー（臨床心理士）の増員

昨年度まで運用していた被害者支援カウンセラーは6人であったが、新たに鳥取県臨床心理士会から推薦を受けた14人（東・西部各5人、中部4人）の臨床心理士を被害者支援カウンセラーに委嘱した。

(2) 公費による精神科等における受診支援の新設

精神科等病院における受診を支援するため、受診費用の公費負担を整備した。

(3) カウンセリング支援期間の延長

昨年度までは、初回1回のカウンセリング支援に限られていたところ、支援対象期間を被害者支援担当者制度に定める支援対象期間（検察庁の処分確定まで）とし、初回の受診又はカウンセリングから1年間まで（1か月に2回まで）を上限とした。

3 対象者

犯罪被害者等のうち、犯罪等による精神的被害が深刻であり、その軽減及び回復を図るため、精神科等の受診が必要と認められる者とする。

※ 親族間の犯罪、犯罪被害者等が暴力団関係者であるなど社会通念上適切でない場合には除外規定あり。

4 対象経費

(1) 臨床心理士等のカウンセリングを受けた場合

1回当たり5,500円

(2) 精神科等の医療機関を受診した場合

初診料及び再診料に係る実費

5 運用状況

(1) 運用開始

本年4月1日から運用

(2) 臨床心理士会の協力

臨床心理士会に対し、本制度へ協力できる臨床心理士の推薦を依頼した結果、県下で14人を新たに被害者支援カウンセラーに委嘱することができた。

(3) 部内教養

○ 県下の被害者支援担当者に対する研修会等部内教養を実施し、全職員への周知を図った。

○ 今後も、被害者支援担当者等研修会、警察学校における各種専科教養における授業を活用して教養を推進する。

(4) 県民への広報等

○ 被害者支援カウンセラーの委嘱式をマスコミ報道し、県民への周知を図った。

○ 県警察のホームページに掲載している。

○ 医師会（精神病院関係）への説明及び協力要請を行った。

○ 今後もとっとり被害者支援センターと連携し、犯罪被害者支援連絡協議会、警察署協議会等関係機関・団体が参加する会合等において制度の広報を実施する。

(5) 添付資料

犯罪被害者等の精神的被害の軽減等に係る公費支出制度の概要

犯罪被害者等の精神的被害の軽減等に係る公費支出制度の概要 (カウンセリング支援制度の拡充)

改正前

犯罪被害者等

『カウンセリング』
を希望

カウンセリング支援

警察が委嘱した精神科医、臨床心理士等によるカウンセリング支援を行う制度

◆ 対象となるカウンセリング
警察が委嘱した6人のカウンセラー(精神科医及び臨床心理士)によるカウンセリング

◆ 公費支出(謝金)の対象
初回のカウンセリングのみ。

◆ 謝金単価
1回につき、13,570円

改正後

犯罪被害者等

精神科等の医療機関を希望

カウンセラーによるカウンセリングを希望

(新設)

受診費用の公費支出

精神科等を受診する際の診察料(初診料及び再診料)を公費により支出する制度

◆ 対象となる診療
精神科医等が医療機関において行う診療であって、保険診療の適用となるもの

◆ 対象となる期間等
初回の受診から検察庁の処分確定まで(1か月に2回まで、最長で1年まで)

◆ 対象経費
初診料及び再診料(実費)

カウンセリング費用の公費支出

警察が委嘱した臨床心理士等によるカウンセリング支援を受ける際の費用を公費により支出する制度

◆ 対象となるカウンセリング
警察が委嘱したカウンセラー(臨床心理士等の資格を有し、犯罪被害者等へのカウンセリングを行うことができる者と認められる者)等によるカウンセリング

◆ 対象となる期間等
初回のカウンセリングから検察庁の処分確定まで(1か月に2回まで、最長で1年まで)

◆ 謝金単価
1回につき、5,500円

画像通報システムの試行運用に向けた取組について

平成29年6月12日
警 察 本 部
(生活安全部通信指令課)

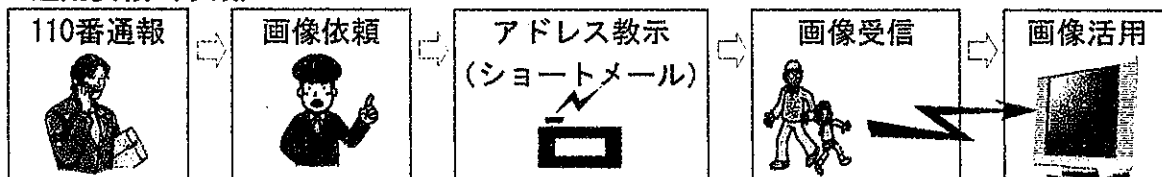
1 システムの概要

通信指令における被疑者手配、現場状況の把握等の初動警察活動に資するため、110番通報者に対して、カメラ付き携帯電話等により、現場状況等の撮影及び画像送信を依頼するもの

2 システムの機器構成



3 運用要領 (手順)



- 交通事故、災害発生時などの現場状況の画像は、通報者の安全を前提として撮影を依頼する。
- 撮影依頼に際しては、適正に初動警察活動に活用できるように、個々の事案に応じて検討し判断する。
- 画像の送信先アドレスは、公用携帯電話のショートメールで110番通報者に送信し、都度教示する。

4 想定する画像 (事案)



【逃走する被疑者】



【人身交通事故】



【被災状況】

5 広報啓発

鳥取県警察ホームページ、パンフレット、各種イベント等により広報する。

